

[事案 28-250] 災害入院給付金支払請求

・平成 29 年 5 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右橈骨遠位端骨折または右橈骨末梢端骨折等により入院した。利き手首の完全な骨折であったため入院は必要であり、約 4 か月と入院が長期化したのは、手首の完全骨折は直ぐには治らないからであるため、平成 16 年 1 月に契約した医療保険にもとづき、災害入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の入院治療は、約款に定める「入院」には該当しないことから、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、災害入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。